

鳥栖市**新型インフルエンザ等** 対策行動計画の概要

1 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の背景

① 新型インフルエンザについて

- ▶ 季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、基本的にすべての人が免疫を獲得していないことから、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- ▶ 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行された。
- ▶ 特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、又はその恐れがある場合に、政府が**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**（以下「緊急事態宣言」という。）を行うことが明記されており、宣言がされたときは、**市町村に対策本部を設置**することが義務づけられている。

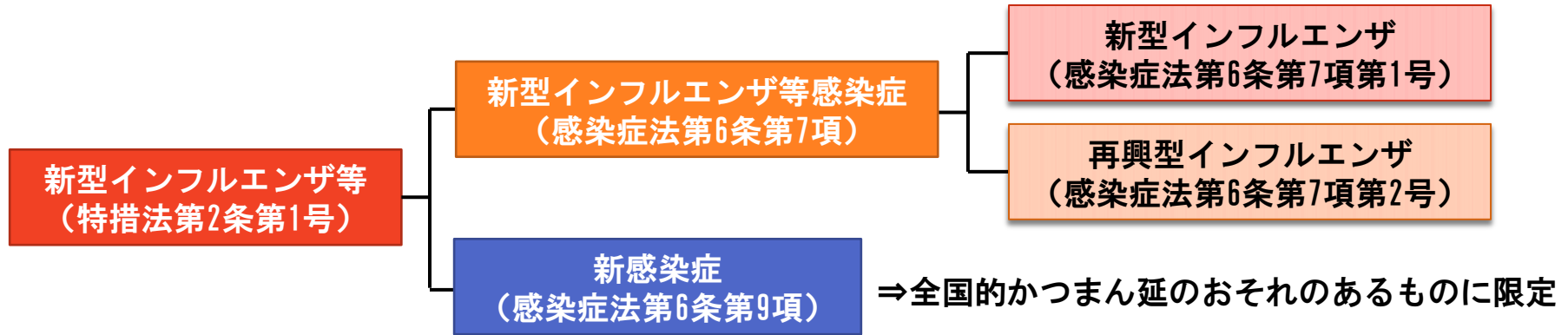
③ 鳥栖市新型インフルエンザ対策行動計画の策定

- ▶ 特措法第8条第1項に基づく市町村行動計画として、新たに『鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画』を策定した。

2 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

①対象となる感染症

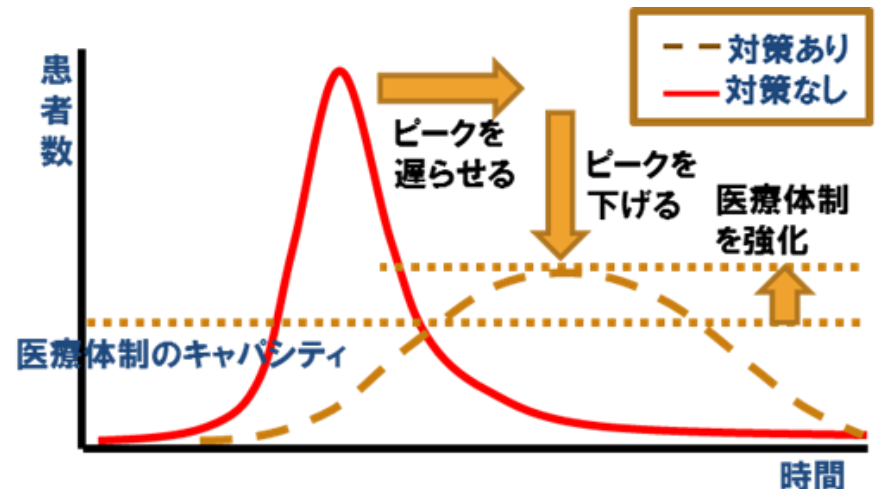
※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



②対策の目的と基本戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、医療体制を強化する。
- 市民生活・経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。
- 市民生活・経済活動に及ぼす影響を最小限に抑える。

【対策の効果 概念図】



③発生時の被害例

項目	鳥 栖 市		佐 賀 県		全 国	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関受診者数 (感染率25%以上)	約7,280人～約14,000人		約8.7万人～約17万人		約1,300万人 ～約2,500万人	
入院患者数	約300人	約1,120人	約3,500人	約1.3万人	約53万人	約200万人
一日最大入院患者数	約60人	約220人	約680人	約2,600人	約10.1万人	約39.9万人
死亡者数	約100人	約360人	約1,100人	約4,300人	約17万人	約64万人

※中等度：アジアインフルエンザ相当（致死率0.53%）、重度：スペインインフルエンザ相当（致死率2%）

※治療薬・ワクチン等の介入効果、国内の医療体制、衛生状況等はいずれも考慮していない。

※鳥栖市の想定は人口7.2万人として全国をもとに推計〔（鳥栖市） \div （全国） \times 0.00056〕

※佐賀県の数字は県行動計画〔（佐賀県） \div （全国） \times 0.0067〕、全国の数字は政府行動計画による。

④対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重（市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限とする。）
- 危機管理としての特措法の性格（どのような場合にも措置を講じるというものではない。）
- 関係機関相互の連携協力の確保（市対策本部は、政府及び県と緊密な連携を図る。）
- 記録の作成・保存（対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。）

⑤ 行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策の目的を達成するための戦略を実現する対策を6項目に分けて構成している。

主要6項目

- A) 実施体制
- B) 情報提供・共有
- C) 感染予防・まん延防止に関する措置
- D) 予防接種
- E) 医療
- F) 市民生活及び経済活動の安定

⑥ 発生段階

発生状況に応じた対策を効果的に実施するため、発生段階は次のとおり設定する。

国の設定

未発生期

海外発生期

国内
発生早期

国内感染期

小康期

県市
の設定

未発生期

発生
疑い期

海外
発生期

国内
発生
早期

県内
発生
早期

県内
感染期

小康期

⑦各発生段階における対策

	未発生期	発生疑い期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の確認 ・情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生の遅延と早期発見 ・国内発生に備え体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生に備え体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑える ・市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活、経済活動の回復 ・流行の第二波に備える
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議設置 ・行動計画作成 ・業務継続計画作成（市役所） ・県等との連携強化 	推進会議（対策の検討・確認）					
				<div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 5px;">(法定) 特措法第34条により対策本部設置（対策の検討・確認）</div>			<div style="background-color: #f8d7da; text-align: center; padding: 5px;">対策本部廃止</div>
2 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制、広報体制の整備 ・相談窓口の設置準備 		<div style="background-color: #d6d8db; text-align: center; padding: 5px;">国・県の要請により相談窓口の設置</div>				<div style="background-color: #d6d8db; text-align: center; padding: 5px;">相談窓口の縮小</div>
			<div style="background-color: #d6d8db; text-align: center; padding: 5px;">県と連携し市民への新型コロナウイルス等に関する情報提供</div>				
3 感染予防・まん延防止	<div style="background-color: #d6d8db; text-align: center; padding: 5px;">県と連携し個人における対策の普及啓発を実施</div>						
	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請により ・施設の使用制限対応体制の整備 ・施設との連絡体制の整備 ・地域保育計画策定等を行う 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設における感染予防対策の準備 ・県の要請により施設への必要な情報の提供 ・県の要請により地域保育計画に基づく準備 ・イベントの中止検討・準備等を行う 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設における感染予防・まん延対策の実施 ・県の要請により学校保健安全法に基づく臨時休業等の実施（学校・保育園等） ・県の要請により地域保育計画に基づく対応 ・施設閉鎖、イベント中止（必要に応じて）等を行う 		<div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県の要請により市民への外出自粛要請、施設の使用制限 ・施設閉鎖、イベント中止、学校行事の延期等を行う </div>
4 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種体制の整備 ・住民接種体制の整備 		<div style="background-color: #d6d8db; text-align: center; padding: 5px;">国が特定接種の実施を決定した場合、特定接種を実施</div>				
			<div style="background-color: #d6d8db; text-align: center; padding: 5px;">住民接種の準備</div>	<div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 5px;">国の指示を受けて住民接種を実施</div>			
5 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・救急センター診療継続計画作成 					<ul style="list-style-type: none"> ・患者への呼びかけ 	
6 市民生活及び経済活動の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の把握 ・要援護者支援の検討、体制整備 ・感染防御資器材等の備蓄 ・（県と連携）火葬能力の把握 ・業務継続計画作成【上下水道、ごみ】 ・（県の要請）緊急保育計画策定 		<div style="background-color: #d6d8db; text-align: center; padding: 5px;">要援護者等へ連絡</div>		<div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 5px;">国・県と連携し要援護者対策を実施</div>		
			<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し臨時遠体安置所の準備 ・業務継続計画（上下水道、ごみ）に基づく準備 ・県の要請により緊急保育計画に基づく準備等 		<ul style="list-style-type: none"> ・臨時遠体安置所の活用、円滑な火葬 ・業務継続計画（上下水道、ごみ）に基づく対応 ・県と協力しエネルギー使用量削減の呼びかけ等 		<div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 5px;">水の安定的な供給、県の要請により緊急保育実施、生活関連物資の価格調査・監視</div>
						<div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 5px;">火葬能力の強化 埋火葬の特例等</div>	<div style="background-color: #f8d7da; text-align: center; padding: 5px;">県等と連携し 対策の縮小・中止</div>

は通常時における対応

は緊急事態宣言時における対応

火葬能力の強化
埋火葬の特例等

県等と連携し
対策の縮小・中止